各 位

東京都品川区大崎一丁目6番1号 株式会社グラフィコ 代表取締役社長CEO 長谷川純代

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する当社の特別支配株主である Church & Dwight Japan 合同会社(以下「Church & Dwight Japan」といいます。)から、2024年6月10日付で、会社法第179条の3第1項の規定に基づき、当社の株主の全員(ただし、Church & Dwight Japan 及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社の株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部を Church & Dwight Japan に売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)する旨の通知を受領し、同日付の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称: Church & Dwight Japan 合同会社

住所: 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京倶楽部ビルディング11階

2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

Church & Dwight Japan は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。) として、その有する本売渡株式1株につき3,800円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

- 5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。) 2024年7月18日
- 6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)は、取得日以降合理的な期間内に、Church & Dwight Japan が本売渡株式を取得する日の前日の最終の当社の株主名簿に記載若しくは記録された本売渡株主の住所又は各本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本株式売渡対価の交付について Church & Dwight Japan が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上